

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和3年度）

令和3年4月1日

平塚市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項及び同法施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定により、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	（仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業
期間	令和4年3月から令和21年3月まで（予定） （設計、建設及び準備期間 2年5か月） （運営及び維持管理期間 14年7か月）
事業概要	学校給食センターの整備及び運営事業
公共施設等の立地	平塚市田村九丁目地内
実施方針を策定する時期	令和3年4月（予定）
担当部署	学校教育部 学校給食課 電話(0463)35-8119